

議案第 67 号

羽曳野市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

羽曳野市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 4 条の規定により本市の下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項等を定めるとともに、同法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定により当該事業に同法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市下水道事業の設置等に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(下水道事業の設置)

第 1 条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の事業計画において定める処理区域とし、下水道事業の処理人口は、当該事業計画において定める処理人口とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が 20,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、500,000 円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第 6 条 法第 34 条の 2 ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附受領等)

第 7 条 下水道事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が 20,000,000 円以上のもの及び法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 2,000,000 円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第 8 条 市長は、下水道事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかに、これを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(羽曳野市特別会計設置条例の一部改正)

2 羽曳野市特別会計設置条例(昭和46年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

羽曳野市特別会計設置条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3)</u> 羽曳野市土地取得特別会計</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3)</u> 羽曳野市公共下水道特別会計</p> <p><u>(4)</u> 羽曳野市土地取得特別会計</p> <p>以下省略</p>